

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による福祉資金の償還事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による福祉資金の償還事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	廃止前の神奈川県特別母子福祉資金貸付条例による福祉資金の償還事務
②事務の概要	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進してきたが、平成10年度以降は県独自の制度としては新たな貸付は行っておらず、既に貸付を行った資金の償還管理のみを行っている(父子・寡婦についても準用)。具体的な事務は、償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答
③システムの名称	福祉資金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第9条2項(条例に基づく県独自利用) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671 ・平塚保健福祉事務所保健福祉課 〒254-0051 神奈川県平塚市豊原町6-21 電話0463-32-0130 ・平塚保健福祉事務所秦野センター保健福祉課 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 電話0463-82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話0467-24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課 〒238-0221 神奈川県三浦市三崎町六合32 電話046-882-6811 ・小田原保健福祉事務所保健福祉課 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話0465-83-5111 ・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 0467-85-1173 ・厚木保健福祉事務所保健福祉課 〒242-0021 神奈川県厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 ・厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 〒242-0014 神奈川県大和市中央1-5-26 電話 046-261-2948
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4671 ・平塚保健福祉事務所保健福祉課 〒254-0051 神奈川県平塚市豊原町6-21 電話0463-32-0130 ・平塚保健福祉事務所秦野センター保健福祉課 〒257-0031 秦野市曾屋2-9-9 電話0463-82-1428 ・鎌倉保健福祉事務所保健福祉課 〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話0467-24-3900 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター保健福祉課 〒238-0221 神奈川県三浦市三崎町六合32 電話046-882-6811 ・小田原保健福祉事務所保健福祉課 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島2489-2 電話0465-83-5111 ・平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課 〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7 電話 0467-85-1173 ・厚木保健福祉事務所保健福祉課 〒242-0021 神奈川県厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111 ・厚木保健福祉事務所大和センター保健福祉課 〒242-0021 神奈川県大和市中央1-5-26 電話 046-261-2948

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	茅ヶ崎保健福祉事務所保健福祉課	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課	事後	組織再編
平成29年6月30日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	茅ヶ崎保健福祉事務所保健福祉課	平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所生活福祉課	事後	組織再編
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課 ②所属長 浜田 尚樹	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 ②所属長 中野 美智子	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課 神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条14号	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条8号	事後	法改正
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数	平成30年5月28日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数	平成30年5月28日時点	平成31年4月23日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	中野 美智子	子ども家庭課長	事後	様式変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更による修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条8号	番号利用法(平成25年法律第27号)第19条9号	事前	
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年4月28日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法(平成25年法律第27号)第9条2項 (条例に基づく県独自利用)	番号利用法(平成25年法律第27号)第9条2項 (条例に基づく県独自利用) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する 条例別表第1の2の項	事後	
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年4月28日時点	令和7年4月28日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年4月28日時点	令和7年4月28日時点	事後	時点修正
令和7年10月10日	Ⅳリスク対策等		記載のとおり	事後	様式変更による修正